

いきいきと働く女性が 企業の宝

職場での女性の活躍を推進する『ポジティブ・アクション』のご紹介

職場における男女間格差の実態を把握し、女性の活躍推進や格差解消に向けて、労使で**ポジティブ・アクション**に取り組みましょう。

ポジティブ・アクションには、**個々の労働者の能力発揮**を促進するだけでなく、**企業にもさまざまなメリット**があります！

女性労働者の
意欲の向上

幅広い
質の高い
労働力の確保

女性の活躍が
周囲の男性に
刺激を与え
生産性を向上

多様な人材
による新しい
価値の創造

企業
イメージの
向上



ポジティブ・アクション普及促進
のためのシンボルマーク「**きらら**」

ポジティブ・アクションとは…

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、

● 営業職に女性はほとんどいない ● 課長以上の管理職は男性が大半を占めている 等、

性別による仕事上の格差が生じている場合に、この差を解消しようと個々の企業が行う**自主的かつ積極的な取組**をいいます。

A社の取組の きっかけ

A社は就業規則や社内制度には男女差別的な取扱いはありませんが、女性の管理職比率は低く、部長クラスの女性もいません。ある役員会議の席で非常勤監事の1人が「毎年、男女同じように採用し、社員の4割を女性が占めるのに、女性の役員や部長が1人もいない現状をどう考えますか？」と質問したことがきっかけとなり、「意欲と能力のある女性をもっと活躍できる会社になろう！」と決心しました。



1

ポジティブ・アクションは、なぜ必要？

社内制度には男女差別的な取扱いはないのに、「女性の管理職が増えない」「女性の職域が広がらない」など、女性の能力が十分に生かされていない場合に、このような課題を解決し、実質的な男女の均等な取扱いを実現するために必要となるものです。

ポジティブ・アクションの具体的な取組には、「女性のみを対象とする、または女性を有利に取り扱う取組」と「男女両方を対象とする取組」があります。

<ポジティブ・アクションのための第一歩>

● 現状分析・計画策定

- ・ 企業内のポジティブ・アクション推進体制を整備する。
- ・ 女性の能力発揮の状況や能力発揮に当たっての問題点について調査・分析を行う。
- ・ 女性の能力発揮のための計画を策定する。

● 女性のみが対象の取組

- ・ 女性の応募を促すために社内では活躍している女性を会社案内などで積極的に紹介する。
- ・ 各種研修、教育機会への女性の参加を奨励する。
- ・ 女性が満たしにくい昇進・昇格条件の見直しをする。

● 男女ともが対象の取組

- ・ 選考方法改善のために、役員、面接担当者に対して、男女均等な採用に関する研修を実施する。
- ・ 作業の方法や工程を見直したり、使いやすい器具、設備を導入するなど、男女ともに働きやすい職場環境を整備する。
- ・ 人事考課基準、昇進・昇格基準などを明確に定める。
- ・ 育児・介護休業後の職場復帰をしやすいするための配慮をする。
- ・ 女性の能力発揮の重要性についての意識啓発研修を実施する。
- ・ 出産や育児による休業などがハンディとならないう制度を見直す。

男女雇用機会均等法では、労働者に対し性別を理由として差別的取扱いをすることを禁止していますが、第8条において、過去の女性労働者に対する取扱いなどが原因で生じている、男女労働者間の事実上の格差を解消するための措置は、法に違反しない旨を定めています。

Q ポジティブ・アクションの取組として「女性のみ」又は「女性優遇」の取組を行うことは、均等法違反になりませんか？

A 均等法では、労働者に対して性別を理由として差別的取扱いをすることを原則禁止していますが、第8条において、過去の女性労働者に対する取扱いなどが原因で生じている、男女労働者間の事実上の格差を解消する目的で行う「女性のみを対象にした取組」や「女性を有利に取り扱う取組」については法に違反しない旨が明記されています。

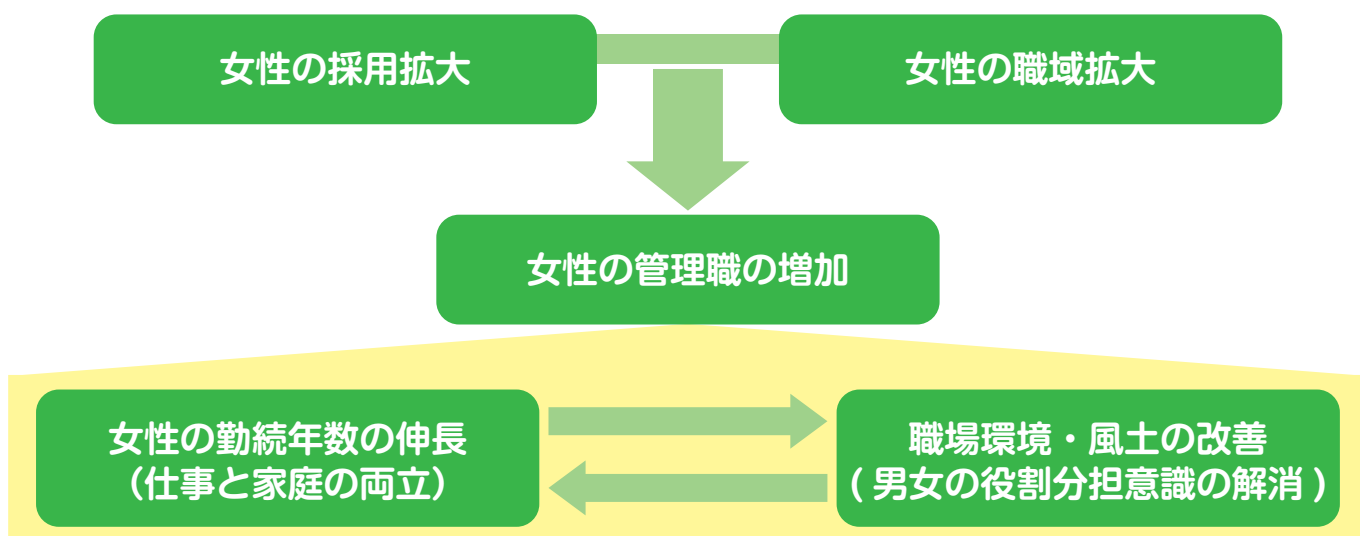
ただし、ポジティブ・アクションとなる「女性のみを対象とする又は女性を有利に取り扱う取組」は、一定の区分、職務、役職において女性の割合が4割を下回っている場合のみです。

② ポジティブ・アクションの具体的な進め方は？

ポジティブ・アクションにどのように取り組んだらよいかは、企業の実態によってそれぞれ異なりますが、具体的には、次のような流れに沿って実施していくと効果的です。

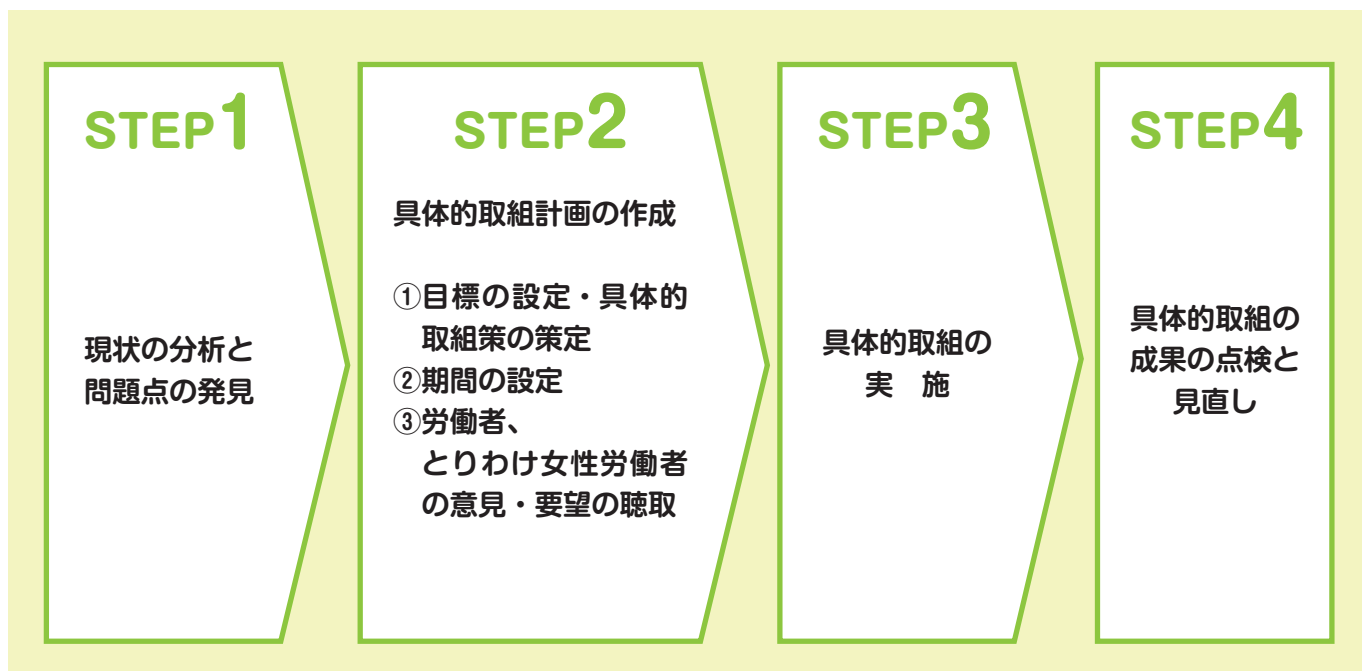
具体的な取組には、次のようなものが考えられます。

ポジティブ・アクション5つの取組



「女性の採用拡大」と「女性の職域拡大」は密接に関係しており、これらの取組が進むと、「女性管理職の増加」も効果的に進められます。「女性の勤続年数の伸長」と「職場環境・風土の改善」はこれらの取組を支えるものです。

ポジティブ・アクションの取組の流れ



■ ポジティブ・アクションに取り組む企業の方へ

厚生労働省のポジティブ・アクションに関する各種施策について掲載しています。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku04/index.html

■ ポジティブ・アクション情報ポータルサイト

ポジティブ・アクションに関する総合的な情報を提供しています。

<http://www.positiveaction.jp/>

● 女性の活躍推進宣言コーナー

経営トップが自社の女性活躍推進について宣言し、女性が活躍する魅力ある会社であることをアピールしています。

<http://www.positiveaction.jp/declaration/index.html>



● ポジティブ・アクション応援サイト

実際に「ポジティブ・アクション」に取り組んでいる企業の事例を、業種や規模別に実名で紹介しています。

<http://www.positiveaction.jp/pa/index.php>

■ メンター制度導入・ロールモデル普及マニュアル

「ロールモデル」の育成や、女性社員の活躍を推進するための「メンター制度」を社内を導入、展開するためのマニュアルを掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/koyoukintou/2013/03/07-01.html>

■ 業種別「見える化」支援ツール活用マニュアル

ポジティブ・アクションを推進するための「見える化」支援ツールを業種別に掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/koyoukintou/2012/03/13-01.html>

■ ポジティブ・アクションメッセージ集（企業向けメッセージ集、女性社員向けヒント集）

ポジティブ・アクションに取り組み、成果を上げている企業のトップや、企業のなかで活躍している女性たちのメッセージを掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/koyoukintou/2012/03/30-01.html>

■ 男女間の賃金格差解消のためのガイドライン

男女間賃金格差の縮小に向けて、賃金や雇用管理のあり方を見直すための視点や、性別を問わず社員の活躍を促進するための実態調査票などの支援ツールが確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000ned3.html>

ポジティブ・アクションに関するお問い合わせは都道府県労働局雇用均等室へ

受付時間 8時30分～17時15分
(土・日・祝日・年末年始を除く)

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	石川	076-265-4429	岡山	086-224-7639
青森	017-734-4211	福井	0776-22-3947	広島	082-221-9247
岩手	019-604-3010	山梨	055-225-2859	山口	083-995-0390
宮城	022-299-8844	長野	026-227-0125	徳島	088-652-2718
秋田	018-862-6684	岐阜	058-245-1550	香川	087-811-8924
山形	023-624-8228	静岡	054-252-5310	愛媛	089-935-5222
福島	024-536-4609	愛知	052-219-5509	高知	088-885-6041
茨城	029-224-6288	三重	059-226-2318	福岡	092-411-4894
栃木	028-633-2795	滋賀	077-523-1190	佐賀	0952-32-7218
群馬	027-210-5009	京都	075-241-0504	長崎	095-801-0050
埼玉	048-600-6210	大阪	06-6941-8940	熊本	096-352-3865
千葉	043-221-2307	兵庫	078-367-0820	大分	097-532-4025
東京	03-3512-1611	奈良	0742-32-0210	宮崎	0985-38-8827
神奈川	045-211-7380	和歌山	073-488-1170	鹿児島	099-222-8446
新潟	025-288-3511	鳥取	0857-29-1709	沖縄	098-868-4380
富山	076-432-2740	島根	0852-31-1161		

厚生労働省では、メールによる質問も受け付けています。 <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>